

2026年度 奨学生募集のご案内

大学生・大学院生の皆さんへ

仙台市青葉区国分町3-1-18
公益財団法人 亀井記念財団
事務局長 保志 一憲
URL <https://kmfo.or.jp/>

当財団は、人物及び学業成績が優秀で、学資負担の困難な大学生・大学院生に対し奨学金を貸与し、また、高校生・高等専門学校生・看護学校生及び外国人私費留学生には奨学金を支給している奨学財団です。

今年度も、下記の要綱にて大学生・大学院生の奨学生を募集しますので、ご案内致します。

1 応募資格

- (1) 大学生・大学院生にふさわしい生活態度・信条を持ち、かつ水準以上の学力で向学心があり、家庭の事情から学資負担が困難な学生であること。
- (2) 宮城県下の大学に通学する、東北6県出身者(岩手大学は宮城県出身者)であること。
- (3) 在学年次は問いません。(現在、当財団の奨学生の場合は応募できません。)
- (4) 在学する大学長から推薦された者。
- (5) 他の奨学期間から奨学金の貸与あるいは支給を受けている場合でも応募できます。

2 貸与奨学金

- (1) 正規の修学期間、下記の奨学金が貸与されます。

国公立大学生・大学院生	40,000円/月額 (昨年度30,000円/月額)
	<u>(2026年4月より、10,000円/月額アップ)</u>
私立大学生・大学院生	40,000円/月額
- (2) 採用された方の、初年度の奨学金の貸与開始は8月になります。
(8月の第1回目の貸与は、4月～8月の5カ月分を一括して貸与)

3 返済条件

大学を卒業後、貸与期間の3倍の期間で、均等半年賦返済と致します。
なお、貸与奨学金には原則、利息は課せられません。(無利子)

4 貸与奨学金特別返済免除制度

東北6県に本社がある企業または東北6県の事業所で勤務している条件(公務員及び自営業者含む)を充たした場合は、その年の奨学金返済義務を免除。

5 応募の手続

- (1) 出願には大学長の推薦が必要です。あらかじめ学生課奨学金担当の方とご相談下さい。

* 応募には下記の書類が必要です。

- ① 大学生・大学院生奨学金申込書（願書・推薦調書）・・・1通
（両親等の身元保証人が必要です。）
- ② 本人の写真（上記申込書に貼付）・・・1枚
（6ヶ月以内のもので、縦4.0cm×横3.0cm程度、白黒・カラーを問わず）
- ③ 収入を証明する各添付書類（別紙「2026年度応募者資料」参照）
- ④ 特別な控除を受けるための証明書類（別紙「2026年度応募者資料」参照）

応募締切日について：各大学の学生課奨学金担当の方に確認して下さい。

6 選考と採用

- (1) 8月上旬に選考委員会を開き、各大学より推薦された方の申込書を公正に審査し、20名を奨学生として採用致します。
- (2) 採否は、8月中旬に大学を經由し本人にご通知致します。
なお、選考結果を直接当財団に問い合わせても回答致しかねますのでご遠慮願います。

7 採用になった場合

- (1) 大学より奨学生採用の通知と誓約書が交付されますので、誓約書の所定箇所を記入押印の上、家族構成全員の住民票を添えて大学へ提出して下さい。また、オリエンテーション（10月上旬予定）を開催致しますので、必ず出席下さいます様お願いします。
（やむを得ず、オリエンテーションに出席できない場合でも採用取消にはなりません）
- (2) **貸与終了後の「奨学金返済約定書」には連帯保証人2名【あなたが万一返済できなかった時に、あなたに代わって返済の義務を負う人なので、返済能力のある父母どちらか1名と返済能力のある親類の方等1名（配偶者除く）】の記入が必要ですのでご留意下さい。なお、祖父母の方は70歳未満と致します。**
- (3) 奨学金は、大学宛に送金致します。各大学の学生課奨学金担当の方よりお受け取り下さい。この時、奨学金支払簿へ受領印を押印して下さい。

8 その他

- (1) 申込書は選考上重要な資料です。事実をありのまま記入して下さい。仮に、記入しなければならぬことを故意に記入しなかったり、虚偽の記入を行ったことにより奨学生になったことが判明した時は、直ちに奨学生の資格を喪失しますし、奨学金を返還してもらうこととなりますのでご注意下さい。
- (2) 自分が以前、高校等で当財団の奨学生だった人、及び兄弟姉妹に当財団の奨学生がいる場合は、申込書の「家庭事情」欄にその旨を必ず記入して下さい。（高校・大学問わず、兄弟姉妹が同時申込する場合も同様とします。）
- (3) 申込書の現住所欄の住居区分に該当するものがない場合は、その他を○で囲み、空欄に具体的内容（例：祖父及び祖母の持家等）を必ず記入して下さい。なお、住居区分に表示している「MS」はマンション・「AP」はアパートのことです。
- (4) 申込書の記入内容や収入等を証明する各添付書類に不備がある場合は受付致しませんので、確認してから大学へ提出して下さい。もし、分からない所がありましたら、必ず大学の学生課奨学金担当の方に問い合わせして下さい。本人・家族からの直接の問い合わせには対応致しません。

以上

2026年4月1日

2026年度 応募者資料

公益財団法人亀井記念財団

収入証明書類について

同居している家族は奨学金申込書の家族構成欄に全員記入し、同居家族全員分の収入証明書類を添付して下さい。(扶養している就学者の収入証明は必要ありません)
扶養をしていない独立生計の祖父母も同じ敷地内に同居している場合は公的年金等の収入証明書類の添付が必要です。

収入証明の各添付書類については下記の点にご注意下さい。

1 収入を証明する各添付書類 [所得の種類及び年間総収入額(万円単位:千円以下切捨)]

(1) 給与・賃金等所得の人

- ① 2026年1月1日以前より同じ会社に勤務している場合
 - ・ 2025年分(令和7年分)給与所得者の源泉徴収票のコピー。
所得の種類は「給与」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入。
- ② 2026年1月2日以降に就職または転職した場合
 - ・ 就職した場合
新勤務先からの年収見込証明書、または直近3ヶ月分の給与明細書のコピー。
年間総収入額は(平均給与支給総額×1月～12月までの勤務予定月数)を記入。
 - ・ 転職した場合
前勤務先の2026年分源泉徴収票のコピーと新勤務先の年収見込証明書、または直近3ヶ月分の給与明細書のコピー。年間総収入額は前勤務先と新勤務先の合計を記入
- ③ 失業した人で失業給付金受給中の場合(受給予定を含む)
 - ・ 雇用保険受給資格者証のコピー。(受給期間、受給日数、日額等の記載があるもの)
今年退職の場合は2026年分源泉徴収票のコピーも添付。
所得の種類は「失業手当」、年間総収入額は(基本手当日額×今年の給付日数)を記入

(2) 自営業(商店・農業等)及び保険外交員等の所得の人

- ① 2026年1月1日以前より同じ業務形態の場合
 - ・ 2025年分(令和7年分)確定申告書の第一表と第二表のコピーまたは、2026年度(令和8年度)市町村民税・県民税申告書のコピー。
所得の種類は「事業」、年間総収入額は確定申告書の収入金額等の事業合計額を記入。
- ② 2026年1月2日以降に開業又は廃業した場合
 - ・ 税務署への「事業開業・廃業届出書」のコピー。今年の予想収入金額を記入。

(3) 年金（遺族年金や障害年金含む）を受けている人

- ・ 2025年分（令和7年分）公的年金等源泉徴収票または年金額振込通知書、年金証書等のコピー
所得の種類は「年金」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入。

(4) 生活保護を受けている人

- ・ 生活保護決定（改定）通知書のコピー（2025年1月～現在まで）を全部添付
所得の種類は「生活保護」、年間総収入額は（平均月額×今年該当予定月数）を記入。

(5) 各種手当（児童扶養手当・特別児童扶養手当等）を受給している人

- ・ 受給金額のある通知書、受給証明書等のコピー。（紛失の場合は通帳のコピー）
今年の児童扶養手当等の予定合計金額欄に記入。
児童手当の受給は収入の対象に含みませんので金額の記入や証明書類は不要です。

(6) 上記以外で養育費等の収入がある場合は収入額に記入して下さい。（証明書不要）

2 特別な控除を受けるための証明書類（該当する場合のみ提出）

(1) 障がい者（1級～3級）や要介護者（3以上）を家族構成欄に記入した場合

- ・ 障がい者手帳、介護保険証のコピー。

(2) 主に家計を支えている者が別居（単身赴任）している場合（自己都合の別居を除く）

- ・ 単身赴任を証明する会社からの証明書、または別居者の氏名と住所のある水道光熱費等の領収書のコピー。

※注意事項

各市町村発行の「課税証明書」及び「非課税証明書」または「市県民税の特別徴収税額通知書」は収入証明書類として使用できません。

必ず、源泉徴収票や確定申告書のコピーを添付して下さい。

以上

奨学生応募書類チェックポイント一覧表

(例年、誤りや記載漏れが多い箇所です。提出前に、再度チェックをお願いします。)

項目		説明及び留意事項	チェック欄
奨学金 申込書	①	太線内で囲われている箇所のみボールペン(黒)で記入。本人、身元保証人欄はそれぞれ自署し、別の印鑑(シャチハタ不可)を押すこと。(パソコンからの入力は無効)	
	②	*の箇所は該当するものを○で囲む。現住所の住居区分に該当するものがない場合はその他を○で囲み、空欄に具体的内容(例:祖父又は祖母持家等)を必ず記入。(住居区分に表示している「MS」はマンション・「AP」はアパートのことです。)	
	③	同居家族及び別居しているが扶養関係にある家族は必ず全員記入。(同居している祖父母は扶養の有無や独立生計に関係なく必ず記入して下さい。)	
	④	所得が2種類ある場合は段落を分けてそれぞれ記入。(年間総収入は万円単位で記入:千円以下切捨て)	
	⑤	児童扶養手当・特別児童扶養手当等の年間(2026年1~12月)予定合計金額記入。(児童手当の受給は収入の対象に含まないので記入不要)	
	⑥	兄弟姉妹に当財団の奨学生がいる場合、または、大学生で高校等で以前、当財団の奨学生だった場合は申込書の「家庭事情」欄にその旨を必ず記入。(高校・大学問わず、兄弟姉妹が同時に申込する場合も同様)	
添付書類	①	扶養に関係なく同居家族に収入がある場合は、それを証明する各書類のコピー(源泉徴収票・確定申告書等)。市町村発行の課税証明書や市県民税の特別徴収税額通知書は使用できませんのでご注意下さい。	
	②	年金(遺族年金・障害年金含む)の金額の分かる証明書のコピー。扶養をしていない独立生計の祖父母も同じ敷地内に同居している場合は公的年金等の源泉徴収票等のコピーが必要です。 添付漏れに注意	
	③	生活保護受給者は生活保護決定(改定)通知書のコピー。(2025年1月~現在)	
	④	児童扶養手当・特別児童扶養手当等の通知書等又は受給金額記載の通帳のコピー(2025年4月~現在)。児童手当は対象外のため証明書類は不要。 添付漏れに注意	
	⑤	同居家族で障がい者(1~3級)や要介護者(3以上)がいる場合は障がい者手帳・介護保険証のコピー。	
	⑥	同居家族で主たる家計支持者が別居(単身赴任)している場合は会社からの証明書又は別居者氏名の記入のある水道光熱費等の直近の領収書のコピー。	

大学生等奨学金 貸与規程

公益財団法人亀井記念財団

2025年5月23日現在

公益財団法人 亀井記念財団
大学生等奨学金貸与規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人亀井記念財団（以下「当財団」という。）の定款第4条第1号に規定する事業を行うにあたり、大学院、大学の学生に対する奨学金の貸与に関し、必要な事項を定めることにより公正で適切な奨学金貸与事業を行う事を目的とする。

第2章 募 集

(募集方法)

第2条 奨学生の募集は、理事会及び評議員会で承認された事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、応募に必要な書類を各学校へ送付して行う。

(対象学校)

第3条 募集対象学校は、事業計画で定めた学校のとおりとする。

(募集人員)

第4条 募集人員は、事業計画で定めた人員のとおりとする。

第3章 応 募 ・ 出 願

(応募資格)

第5条 当財団の貸与奨学金を受けるためには、次に定める応募資格に該当しなければならない。

- (1) 事業計画で定めた学校に在籍する日本国籍の大学院及び4年制大学の学生（学年は問わない。）
- (2) 人物に優れ学業成績が優秀で、学資負担が困難な学生

(出 願)

第6条 出願には、当財団所定の奨学金申込書（願書・推薦調書）（以下「奨

学金申込書」という。)に当財団が定める所得証明書等の書類を添付し、
学校長の推薦を受けなければならない。

- 2 学校長は、奨学金申込書を提出した学生が、前条第2号の定めに抵触していないか及び添付書類に漏れがないか確認後、当財団が定める期日まで、奨学金申込書と添付書類を当財団へ送るものとする。

第4章 選考及び採用

(選考)

第7条 選考は、書類選考とし、国内奨学生選考委員会が行う。

- 2 選考の可否の要素は、奨学生選考委員会運営規程の奨学生選考基準のとおりとする。

(採用可否の通知)

第8条 採用の可否は、学校長及び学校を經由して本人あてに行う。

- 2 採用通知を受けた者は、当財団所定の誓約書及び住民票を当財団あてに提出しなければならない。

(選考結果の公表)

第9条 奨学生の選考結果は、公益法人の認定基準に従い公表する。ただし、
個人名及び学校名は公表しない。

第5章 奨学生の異動

(奨学生の異動)

第10条 奨学生は、次に掲げる事由が発生した時は、遅滞なくその旨を学校
を經由し当財団あてに連絡しなければならない。

- (1) 氏名の変更
- (2) 現住所の変更
- (3) 休学及び復学
- (4) 留年
- (5) 長期の欠席及び長期の留学
- (6) 他の大学院又は大学への転校
- (7) 停学及び退学
- (8) 奨学金を辞退する時

(奨学生の資格喪失)

第 11 条 奨学生が次の掲げる一つに該当すると認められる時は、その状況により在学する学校長の意見を聴取して、奨学生の資格を喪失させることができる。

- (1) 事由により修学の見込みがなくなった時
- (2) 学業成績又は素行が不良となった時
- (3) 停学・退学の処分を受けた時
- (4) 奨学金申込書に記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時

第 6 章 奨学金の貸与

(奨学金の貸与)

第 12 条 この奨学金は、貸与とする。

(貸与金額)

第 13 条 貸与する奨学金の額は、事業計画で定めた金額とする。

(併給貸与の制限)

第 14 条 この奨学金は、他の奨学財団等の奨学金を受けていても、貸与とするものとする。ただし、他の奨学財団等が併給貸与を禁止している場合で、採用された奨学生が他の奨学財団等の奨学金を選択した場合は、当財団の奨学金は貸与しない。

(貸与期間)

第 15 条 奨学金の貸与期間は、採用年度の 4 月から正規の卒業年度（最短修業年限）までとする。

(支払方法)

第 16 条 貸与される奨学金の支払いは、学校の指定する銀行口座に当該月分を毎月 5 日（銀行が休業日の時は翌営業日）に振込送金し、学校より本人に渡されるものとする。

2 前項の規定に関わらず、新規採用奨学生については、採用後速やかに、学校の指定する銀行口座へ 4 月から 8 月までの 5 ヶ月分を振込送金する。

3 夏季及び学期末休暇等の期間中の奨学金については、繰上げ送金を

妨げない。

- 4 奨学金を学校から受取った奨学生は、当財団所定の奨学金支払簿に受領印を押印するものとする。ただし、学校が奨学生の預金口座へ奨学金を振込める場合は、奨学金支払簿への受領印の押印は要しない。この場合、当財団は、奨学金振込済の写しを、振込都度学校より徴収するものとする。

(奨学金支払簿写の徴収)

第 17 条 当財団は、前条第 4 項の奨学金支払簿の写しを、毎年 3 月分の奨学金支払が完了した後、学校より徴収するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、当財団から振込まれた奨学金を、学校が奨学生の預金口座へ振込める場合は、奨学金支払簿の写しの徴収を要しない。

(奨学金の休止及び復活)

第 18 条 奨学生が留年、休学又は 1 ヶ月を超えて長期欠席をした時及び長期の留学をした時は、その期間奨学金の貸与を休止することができる。

- 2 前項の事由がやんだ時は、在学する学校の学校長を経由し、奨学金貸与の復活・期間の延長を願い出ることができる。

第 7 章 奨学金の返済

(返済の開始)

第 19 条 次の各号に該当する場合は、貸与した奨学金の返済が開始する。

- (1) 正規の最短修業年限に達した時
- (2) 奨学金を辞退した時
- (3) 他の大学院又は大学へ転校した時
- (4) 大学院・大学を退学した時
- (5) 奨学生の資格を喪失した時

(返済約定書の提出)

第 20 条 返済が開始する奨学生は、当財団所定の返済約定書を連帯保証人と連署のうえ、当財団が指定する期日まで、学校を経由して理事長あて提出しなければならない。

(返済の開始月)

第 21 条 返済の開始月は、原則として次のとおりとする。

- (1) 正規の最短修業年限に達した者：卒業した年の 1 2 月
- (2) 奨学金を辞退した者：辞退した年の 6 月又は 1 2 月
- (3) 他の大学院又は大学へ転校した者：転校先の大学院又は大学を卒業した年の 1 2 月
- (4) 大学院・大学を退学した者：退学した年の 6 月又は 1 2 月
- (5) 奨学生の資格を喪失した者：資格喪失した年の 6 月又は 1 2 月

(返済条件)

第 22 条 奨学金は、貸与を受けた期間の 3 倍の期間において、均等半年賦払いにより返済しなければならない。但し、一括返済・前払返済を妨げない。

- 2 返済月は、6 月及び 1 2 月の年 2 回とし、その前月に奨学金返還請求書を該当者あて郵送する。
- 3 利子は徴収しない。但し返済が 1 年を超えて延滞するときは、1 年を経過する毎に、原則として延滞額の年 3 % を延滞金として徴収する。
- 4 本人及び連帯保証人は、氏名・住所を変更したときは当財団に速やかに報告しなければならない。

(返済猶予)

第 23 条 返済を猶予せざる得ない事情が生じたときは、本人の願出により理事長が認めた場合に限り、返済の開始日及び返済期間を延期することができる。

- 2 返済猶予の願出は、当財団所定の奨学金返済猶予願へ猶予の事由等を記載し、その事由を証明する書類を添付して理事長あて願出するものとする。

(返済免除)

第 24 条 次の場合、理事会の承認を得て、家族又は連帯保証人の願出により返済を免除することができる。

- (1) 本人が在学中に死亡した時
- (2) 本人が返済完了前に死亡した時
- (3) その他特別の事情により返済困難となり、これを理事長が認めた時

(特別返済免除)

第 25 条 特別返済免除について当財団は、以下の条件に該当する者に対し、特別に返済を免除することができる。

免除者の条件

- (1) 本社が東北 6 県にある企業に就職している者（勤務地不問）
- (2) 本社が東北 6 県以外にある企業に就職している者で、東北 6 県に常勤勤務している者
- (3) その他当財団が前 2 号の条件に準じる者として認めた者

2 免除確定の手順

年度ごとに当財団の就労証明書等の提出により免除資格の確認をする。

追記

期間途中で「免除者の条件」が転職・転勤等で満たされない場合には、免除を取り消す場合がある。

第 8 章 罰 則

(罰 則)

第 26 条 次の各号に該当する場合奨学生は、奨学金に係る全ての権利を失うとともに、貸与した奨学金の総額に、原則としてその期間の金利を加算した合計額について、直ちに返済しなければならない。

- (1) 在学する大学院又は大学で退学処分を受けた時
 - (2) 奨学金申込書に正しく記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時
2. 前項に適用される金利は、年 10%とする。

第 9 章 補 則

(規程の変更)

第 27 条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、平成 25 年 2 月 19 日をもって施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。

変更等履歴

平成25年2月19日	制定
平成26年2月24日	一部変更
第24条 返済免除	
令和7年5月23日	
第22条 返済条件	一部変更
第25条 特別返済免除	追加